

令和5年12月21日

令和5年12月

茨木市農業委員会定例會議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和5年12月21日(木) 午後1時30分～1時40分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(13人)

会長	14番	小濱 邦臣		
副会長	6番	中村 正治		
委員	1番	大神 平	2番	中西 壽男
	3番	入交 享子	4番	矢頭 周
	5番	久保 瞳子	7番	南野 悟
	8番	吉田 公俊	9番	早川 訓男
	10番	谷山 正昭	11番	池田 洋一
	13番	西林 肇		

4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	西ノ坊 嘉治	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第4地区	小川 範久
第6地区	森 善隆	第7地区	松本 好博

5 欠席委員(2人)

12番 大西 清一 第5地区 川端 稔

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	谷田 明夫	事務局次長	松下 伸弘
事務局長代理	奥田 真貴子		

7 議事録署名委員

1番 大神 平 13番 西林 肇

8 議事日程

- (1) 一般事務に関する報告
- (2) 議事録署名委員の指名
- (3) 付議案件

議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案

- 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
- 報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明
- 報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等の促進計画の認可通知

9 会議の概要

議長

ただいまから令和5年12月定例会を開会いたします。

現在の出席委員は、13名でありますので、会議は成立しております。

なお、推進委員の出席は6名であります。

議長

それでは議事日程に従い、順次進めてまいります。

初めに一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございまして、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長

ご異議なしと認め、議席番号、13番、西林 肇委員、1番の大神 平委員をご指名申し上げます。

議長

これより付議案件の審議を行います。

議案第1号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定1件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局次長、松下君。

事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定1件、2筆、2,289平方メートルについて、茨木市長から農業委員会会长

あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、10年の新規設定となっております。

借り手は、農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しましてご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

(「なし」の声あり。)

議長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議長

次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件を議題といたします。

それでは申請内容につきまして事務局の説明を求めます。

事務局長代理、奥田さん。

事務局

それでは事務局からご説明申し上げます。

議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件、1筆、1,111平方メートルについてでございます。

内容でございますが、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再設定でございます。

転借人は準農家に登録されており、野菜を栽培する計画でございます。

農地を効率的に利用し、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願ひいたします。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

最後の種類のところで、使用貸借の後に解除条件って、具体的にどういうことを表しているのか教えてください。

議長

事務局、松下君。

事務局

今回は解除条件付の案件でございます。

解除条件といいますのは、例えば転借人さんが適正に農地を管理できていないとか、不耕作になっているとか、そういう事案がありましたら、一定その耕作の指導はするんですけども、それでもまだ改善されない場合には、農地を保全する観点からこの貸借契約を解除できるという条項が入っている契約でございます。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

今その判定するのは、これみどり公社が判定されるんですか。

議長

事務局、松下君。

事務局

みどり公社を通じての転貸でございますので、その農地の指導はみどり公社が行います。

議長

矢頭委員。

矢頭委員

この解除条件付いうのは、どなたにも適応されるんですか、それとも何か事前にそういう予備知識があって、この方については解除条件を設定するというような形になるんですか。

議長

事務局、松下君。

事務局

本来的には、解除は条件はつけないといけないという場合は、農業者でない方ですね。農業者でない方に対する貸し借りをする場合には、解除の条件をつけなさいという、法令の条件にはなっているんですけども、今回のように、大阪府みどり公社が契約する転貸する案件につきましては、全て解除条件が附帯されております。

議長

他にご意見等がございませんのでしたら、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、1件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、原案のとおり、大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議長

次に報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、7件。

以下、報告第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知、1件でございますが、いずれも専決処理、事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願ひいたします。

議長

それでは、以上で本日の案件は全て議了いたしました。

ここで今後の行事予定を申し上げます。

まず、ふるさと農業再生委員会を、1月18日、木曜日、午後1時30分から、本館7階会議室で開催いたします。

次に、来月の定例会でございますが、1月24日、水曜日、午後1時30分から、本会議室で開催いたします。

議長

それでは、これをもちまして、令和5年1・2月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年12月21日

茨木市農業委員会

議長

署名すみ

署名委員

署名すみ

署名委員

署名すみ